

No.	セクション	番号	ご意見	ご意見に対する考え方・対応		
1	2	D	環境管理計画作成の具体的事例を提示してもらいたい。	当該設問に対しては、幅広く参考になるような汎用性の高い事項を提案しているため、原文通りとします。		
2	2	G	「森里川海プロジェクト」や「SATOYAMAイニシアティブ」も記載すべきではないか。また絶滅危惧種が、近年、里地や湿地に多くなり保全対策が実施されているので、関連したものとなっていると考えられる。セクション3の1.1の追加情報にも記載する。	当該設問は戦略に関するものであり、「森里川海プロジェクト」や「SATOYAMAイニシアティブ」は個別プロジェクトであることから原文通りとします。		
3	3	2	1	最近、各地のダムで行われている放水事業について、その位置づけや成果について生態系維持・観光など記載すべきではないか。	ご意見を踏まえて、次のとおり追記します。 「国内では、ダム下流の河川環境の保全を目的とした放流を行っているダムがあり、よどみの改善や、河川景観の向上、付着藻類の更新や魚類の遡上・降河支援などの効果が得られている。」	
4	3	3	4	重要里地の選定や里地里海保全事業についても記載すべきと考える。	ご意見を踏まえて、重要里地里山の選定について追記します。なお、里海につきましては、重要湿地や重要里地里山といった、多様な主体への啓発のために生物多様性保全上重要な地域を全国網羅的に選定・公表したものはありません。	
5	3	5	3 4 5	法律による保護区設置と管理規定は湿地保全を特に考慮しているものではないので、登録地の湿地管理計画を整備することの重要性を記載すべきと考える。	ご意見は今後の施策の参考とします。	
6	3	5	8	RISの更新を行い、評価を実施すべきと考える。	ご意見は今後の施策の参考とします。	
7	3	5	9			
8	3	7	1	ラムサール条約湿地の開発であっても環境省野生生物課に通知がいかない例を追加。国内の環境アセスメント制度では、高速鉄道であれば300mルート以下での変更の場合等、「軽微な変更」とみなされる計画変更は環境省への通知がされない。そのため2012年中池見湿地の北陸新幹線開発では、環境省野生生物課への通知がなかった。	全ての干潟の状況についての詳細な言及は困難なことから、原文通りとします。国別報告書以外も利用し、必要に応じて条約事務局等へも状況を提供していきます。	
9	3	7	1	市町村からの報告・連絡体制が明確でない。	ご意見は今後の施策の参考とします。	
10	3	7	2	谷津干潟や中池見湿地など、湿地環境保全上の問題が大きく検討会などが開かれている場所については、報告が必要ではないか。	ご意見は今後の施策の参考とします。	
11	3	8	1	目録の整備についての項目なので、「報告書がある」ではなく、「重要な湿地が調査地として選定されている」と記述すべき。	ご意見のとおり、当該項目は目録の有無に関するものであり報告書の有無に関するものではないことから、当該項目の2文目の記述は削除します。	
12	3	8	4	公開情報は、湿地の特性やCEPA関連の情報の掲載が少ない。登録地ではRIS内容、他の湿地についてもRISの項目に準じて情報を掲載すべき。	ご意見は今後の施策の参考とします。	
13	3	8	5	モニタリングサイト1000里地調査結果では水辺の指標種が減少していることを追加。全国の里山200箇所において水辺や移行帯を棲みかとする生物の指標生物としてゲンジボタル、ヘイケボタル、ニホンアカガエルを2007年から2015年までの結果を見ると全国的に減少傾向が続いており、里地周辺の湿地全体は変化している可能性がある(ただし2016年度以降のデータはまだ集計中)。	ご意見を踏まえて、8. 5a)の具体例の一つとして「二次的水域」を追記します。	
14	3	8	5	b	状態が悪化している湿地がある。サンゴ礁域の湿地において懸念される。 1)泡瀬干潟には埋め立て工事によると思われる影響が大きく出ている。 2)大浦湾では2014年7月から開始された工事に伴う作業の開始および2017年4月から埋め立て本体工事が開始されたため、ジュゴンがこの海域を利用しない、土砂が投入されているなどの大きな影響および影響が示唆される環境変化が生じている。 また本工事に用いられる予定の土砂の大部分は県外から持ち込まれる土砂であり、これに関してはIUCN 第6回WCCにて勧告が出されるほど、外来種問題が大きく懸念されている。 3)沖縄県や奄美大島では広範囲にわたり2016年、2017年の夏に気候変動によるサンゴの白化現象が起こっている。泡瀬干潟への影響は大きく、大浦湾の浅瀬は被害が大きい。	ご意見を踏まえて、8. 5b)としてサンゴ礁の白化現象について追記します。
15	3	8	6	定義湿地のタイプ毎に面積を示す必要があるのではないか。	事務局の設問には湿地タイプごとに面積を示すことが指示されていないことから、原文通りとします。	
16	3	9	1	産業での活用政策など「賢明な利用」に相当する部分を具体的に示すべきではないか。また、森里川海プロジェクトも相当するのではないか。	ご指摘を踏まえて、次のとおり修正します。 「環境省では、湿地を含む森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」を立ち上げた。平成28年度から平成30年度には、全国10カ所の実証地域において、多様な主体によるプラットフォームづくりや自立のための経済的仕組みづくりなどを進めている。」	
17	3	9	2	追加情報として、ラムサール条約湿地の国内担保処置として国定公園にしている湿地では、開発権限は現在県知事で国は協議するだけとなり国の権限が弱いことをNGOから指摘されていることを記載。	当該設問は、ラムサール条約上の責務に対応するための現行法の改正の有無に関するものであるため、原文通りとします。	
18	3	9	2	追加情報として、海岸法関連を記載すべきではないか。浅海域を所管する海岸法は、改正が行われて平成26年6月11日に公布、平成26年12月10日に全部施行された。この中に「海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項」として自然環境保全の重要性が盛り込まれた。ただし、この方針にそった海岸の整備計画が作られているかは疑問である。	海岸法に自然環境保全の重要性に関する内容が追加されたのは、平成26年ではなく平成11年であるため、原文通りとします。	
19	3	9	3	ラムサール条約登録地の湖沼については、河川整備計画には十分に盛り込まれているとは言えない。	ご指摘の部分については、河川整備計画の一部に湿地についての記述がなされている、という趣旨であるため原文通りとします。	
20	3	9	7	b	モニタリングサイト1000のガンカモ類、シギ・チドリ類調査の報告書作成にあたって、生息状況の変化と気候変動について考察がなされている。	ご指摘を踏まえて、回答を次のとおり修正します。 「b)に関して、2015年3月の環境省による「ガンカモ類調査業務第2期とりまとめ報告書」では、マガンやハクチョウ類の越冬の分布の変化の要因の一つとして、気候変動の影響が考察されている。」 なお、シギ・チドリ調査報告書では、前文に気候変動の影響について触れられているものの、本文内での具体的な考察はありません。
21	3	9	7	b	グリーンインフラの整備についての研究・検討が行われていることも追加するのが良いと考える。	ご指摘を踏まえて、回答を次のとおり修正します。 「b)に関して、気候変動等を始めとした災害リスクの高まりを含めた多様な課題に対応するため、グリーンインフラに関する研究が大学等の研究機関によって実施されている。」

22	3	12	1		重要湿地リストは現時点で重要性の高いを示したもので、再生の優先性は特定されていないため追加情報に記載するのは不適ではないか。	ご意見を踏まえて、当該項目の2文目(重要湿地に関する記載)を削除します。
23	3	15	1		民間の取り組みとして、「日韓NGO湿地フォーラム」があり、COP12以降は日韓NGO湿地フォーラム・際湿地NGOワークショップとして、2016年10月に岐阜市で第11回、2017年9月に韓国プサンで第12回の会合が開催された。	日韓NGO湿地フォーラムは、ラムサール条約の地域イニシアティブとして正式に位置づけられていないため、原文通りとしますが、設問18.4「国内及び国際的な姉妹湿地連携を含めたネットワークの確立」に次のとおり追記します。 「国内及び韓国の湿地に関係するNGOは、世界各地の湿地で活動する草の根NGOの集まりである世界湿地ネットワーク(WWN)と協力し、各地での湿地の保全活動の情報交換を行っている。2016年9月の第11回日韓NGO湿地フォーラム・国際湿地NGOワークショップにおいて長期的な活動計画を検討した。」
24	3	16	1	b c d	SATOYAMAイニシエティブや森里川海プロジェクトのモデルプロジェクトも該当するのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえてセクション3の9.1に森里川海プロジェクトに関する記述をまとめて追加いたします。
25	3	16	2	b	X=Unknownとなっているが、重要湿地リストの中でフォローされているのではないか。作成過程で現地情報収集先としてセンター等の有無の情報は集めたはず。	重要湿地の見直しに際して、地域のセンター等から情報を得た湿地もありましたが、センター等の有無について網羅的に確認したものではないため、原文のとおりセンターの設置数は不明とします。
26	3	16	6	a	ラムサール条約市町村連絡会に入っていない自治体との情報共有についてどうなっているか記載が無い。	ご意見を踏まえて次の通り修正します。 「a) ラムサール条約登録湿地関係市町村会議の窓口を通じてラムサール条約湿地を有する市町村担当者との情報共有を行っている。また、市町村会議の会員以外の市町村とも、現場の環境省の事務所を通じて適宜情報共有を行っている。」
27	3	16	6	c	ラムサール条約関係省庁連絡会議を設置し、当該会議を通じて情報共有を行っている。また、水田決議(X.31)に基づく取組の推進のため、環境省、農水省、国交省及びNGOはほぼ毎月1回、担当者による意見交換を行っている。ではないか。	ご指摘を踏まえて修正します。
28	3	18	4		国内湿地NGOは、韓国の湿地NGOが、世界各地の湿地で活動する草の根NGOのネットワークである世界湿地ネットワーク(WWN)と協力し、各地での湿地の保全活動の情報交換を行っている。2016年9月の第11回日韓NGO湿地フォーラム・国際湿地NGOワークショップでは長期的な活動計画を検討した。	ご意見を踏まえて次のとおり追記します。 「国内及び韓国の湿地に関係するNGOは、世界各地の湿地で活動する草の根NGOの集まりである世界湿地ネットワーク(WWN)と協力し、各地での湿地の保全活動の情報交換を行っている。2016年9月の第11回日韓NGO湿地フォーラム・国際湿地NGOワークショップにおいて長期的な活動計画を検討した。」
29	3	19	3	b	下記を追記願いたい。 水田決議(X.31)に基づいて水田での生物多様性向上のため、NGOによる田んぼ10年行動計画の地域交流会および全国集会在開催されている。	ご意見を踏まえて次のとおり追記します。 「湿地に関係するNGOでは、水田決議(X.31)に基づき策定した田んぼ10年行動計画の一環として、湿地管理者も対象とした地域交流会および全国集會を開催し、湿地管理の先進事例の共有や意見交換などを行っている。」